

## 都市計画マスタープランの策定について

### 1. 都市計画マスタープランとは

#### 都市計画法第18条の2

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### 2. 総合計画におけるまちづくり基本計画と都市計画マスタープランの位置づけ

#### 第1編 第3節 総合計画の特徴 （P.10）

##### 1 まちづくり基本計画との一体化

まちづくり基本計画の計画的な推進を図ることができるよう、まちづくり基本計画と総合計画を一体化します。また、まちづくり基本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを包含することから、まちづくり基本計画と一体化した総合計画は、都市計画マスタープランを包含するものと位置づけます。

### 3. まちづくり基本計画における都市計画マスタープランの位置づけ

はじめに

##### 1. まちづくり基本計画とは

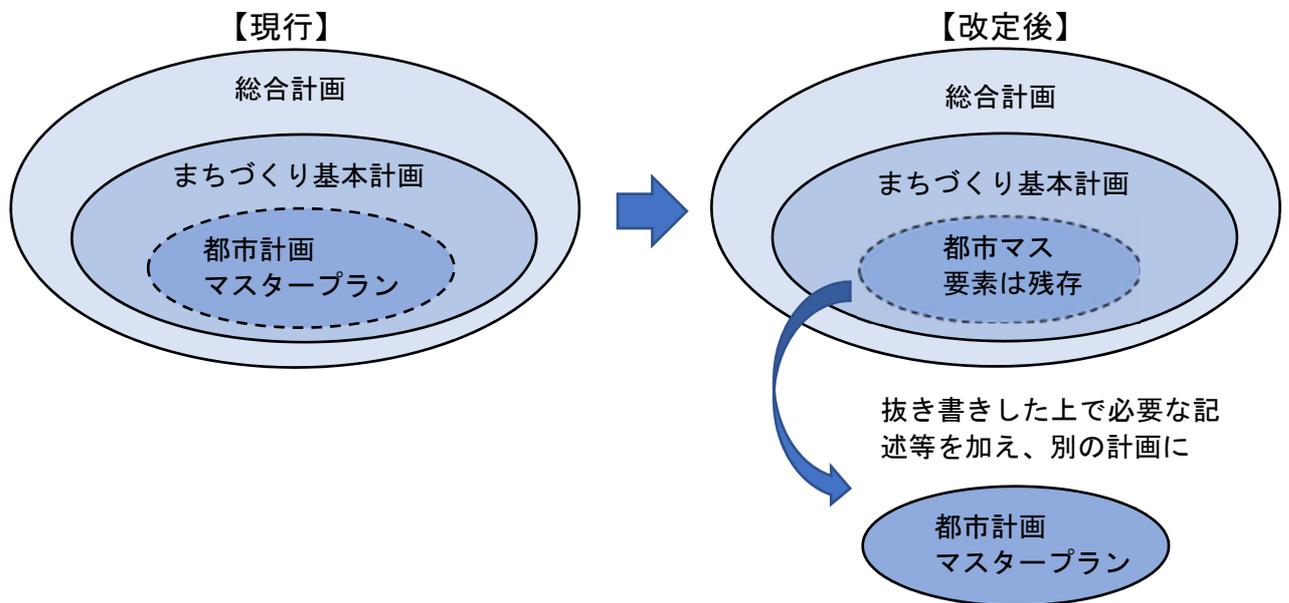
（略）

まちづくり基本計画策定後は、この計画を都市計画法に基づく、新しい「市町村の都市計画に関する基本的方針」（以下「都市マス」という。）を包含するものとして位置付ける。

#### 4. まちづくり条例における都市計画マスタープランの位置づけ

まちづくり条例の中には「都市計画マスタープラン」の文言はない。

#### 5. 変更方針



- まちづくり基本計画の中の「都市計画マスタープラン」の記載箇所は明示されていない。
- 総合計画の中から、必要な部分を抜き書きした上で必要な記述等を加え、別の計画として「都市計画マスタープラン」を策定する。
- まちづくり基本計画は総合計画の中に残るため、総合計画とまちづくり基本計画との一体化は維持される。